

入 札 公 告

次のとおり一般競争に付します。

なお、本入札に係る契約の締結は、令和 8 年度予算が成立し、当該業務に係る予算示達がなされることを条件とします。

令和 8 年 3 月 19 日

分任支出負担行為担当官

石狩森林管理署長 武田 祐介

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）により行う。なお、システムによる入札によりがたい者は、発注者へ事前に届け出る事により紙入札で参加することができるものとする。

物件番号	第 9 号 物 件		
(1) 委託調査の名称	令和 8 年度石狩森林管理署収穫調査業務委託 4 号		
(2) 委託調査数量	主 伐	間 伐	合 計
	21.64ha 3,666 m ³	231.98ha 14,650 m ³	253.62ha 18,316 m ³
(3) 委託調査の内訳	調査内訳書のとおり		
(4) 成果納入場所	石狩森林管理署		
(5) 契約日時	落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）		
(6) 納入期限	令和 9 年 2 月 26 日（金曜日）		

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、予決令 70 条中、特別の事情がある場合に該当する。

(2) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条 5 第 1 項の規定に基づき指定された者であること。

- (3) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において A、B、C 又は D の等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 北海道に本・支店、営業所等が所在している者であること。
- (5) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) ア システムにより入札する場合

令和 8 年 4 月 13 日（月曜日）午後 5 時までに上記（2）及び（3）の証明書類をシステムにより送信しておかなければならない。また、委任状がある場合は、証明書類と併せて送信するか、別途システムにより委任状を登録しておかなければならない。

イ システムにより入札できない場合

本公告に記載された資格を有していると認められる上記（2）及び（3）の証明書類ならびに別添「紙入札参加届」を令和 8 年 4 月 13 日（月曜日）午後 5 時までに 5 の（1）イに示す場所に電子メール又は郵送により提出しなければならない。また、委任状がある場合も同様に提出しなければならない。

3 入札の方法

- (1) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号・委託調査の名称を明瞭に記載すること。
- (2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を掲載する場所及び日時

- (1) 掲載場所 北海道森林管理局のホームページ及びシステム上の入札公告仕様書等
- (2) 日 時 令和 8 年 3 月 19 日（木曜日）

～令和 8 年 4 月 14 日（火曜日）

※入札心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

[『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局競争契約入札心得』](#)

5 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ア 受領期限 令和 8 年 4 月 3 日（金曜日）午後 5 時まで
 - イ 提出場所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

石狩森林管理署 総務グループ 総括事務管理官又は経理担当

電話：011-622-5111

メールアドレス：h_ishikari@maff.go.jp

ウ 提出方法 電子メール、システム、又は郵送による（様式自由）。郵送による場合は、受領期限必着とする。

（２）（１）の質問に対する回答は、令和８年４月８日（水曜日）までに適宜、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

6 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

（１）システムにより入札する場合

入札開始日 令和８年４月９日（木曜日）午後３時

入札締切 令和８年４月１４日（火曜日）午後３時

締切後直ちに開札する。

（２）紙入札の場合

入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到着するように差し出すこと。提出方法は電子メール又は郵便（書留郵便に限る）によるものとする。

いずれの提出方法についても、再度の入札に参加できることとし、再度の入札日時は電話等で連絡する。

日 時 令和８年４月１３日（月曜日）午後５時まで

送付先 〒064-8537 札幌市中央区宮の森３条７丁目７０番

石狩森林管理署 総括事務管理官又は総務グループ経理担当

電話：011-622-5111

メールアドレス：h_ishikari@maff.go.jp

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・委託調査の名称）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札、（物件番号・委託調査の名称）の入札書在中」と記すこと。

なお、本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

※ 電子メールによる入札書は、PDF ファイルとしてメールに添付するものとし、メール本文に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書」と記した上で送信すること。

なお、電子メールで送付する場合は、電子ファイルから PDF ファイルに変換したものにパスワードを付けて送付し、入札日当日（９：００～締め切り時間まで）に上記５（１）イへ電話でパスワードを知らせること。

※パスワードのかけ方

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/password-protect-pdf.html>

また、本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる上記２（６）イの書類を同時に提出する場合は入札書とは別メールにより、パスワードを付けない PDF ファイルとして添付すること。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 落札者の決定方法

予決令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 契約書の作成

契約にあたっては契約書を作成するものとし、システムによる契約を可とする。

11 その他

- （１）本公告に記載のない事項については、収穫調査委託仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）による。
- （２）システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の了承を得ることにより、紙入札に変更することができるものとする。
- （３）システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。
- （４）収穫調査委託契約約款、収穫調査委託仕様書については、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に掲載しております。

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>

※「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html

- （５）入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。